

旭川市再開発事業等採択及び補助要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市再開発事業等整備基準（平成8年3月1日施行。以下「整備基準」という。）に適合する事業について、本市の事業採択及び事業の施行者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、整備基準第2条の例による。

(事業施行の承認)

第3条 施行者は、補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ規約（1人で施行する者にあつては規準。以下同じ。）及び事業計画を定め、事業施行承認申請書（様式1）及び別表1に定める書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）に基づく事業施行等の市長の認可を受けた者にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、その結果を事業施行承認通知書（様式2）又は事業施行不承認通知書（様式3）により施行者に通知する。

3 事業施行の承認は、整備基準に適合し実施可能な計画について、予算等を勘案して決定する。

4 次の各号のいずれかに該当する者を施行者とする事業は、適格性がないと判断し、事業施行の承認をしない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である者

(3) 虚偽の申請その他補助金の手続において不正を行った者

(4) その他法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあるなど、補助金を交付することが適正でないと判断された者

(事業計画等の変更)

第4条 前条の承認を受けた施行者が、規約又は事業計画等を変更しようとするときは、事業計画等変更承認申請書（様式4）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、その結果を事業計画等変更承認通知書（様式5）又は事業計画等変更不承認通知書（様式6）により施行者に通知する。

(施行者の変動)

第5条 第3条の承認を受けた施行者について相続、合併その他の一般承継があった場合においては、一般承継人は、法に準じて遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（事業施行の承認の取消し）

第6条 市長は、第3条の承認を受けた施行者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業施行の承認を取り消すことができる。

（1） 第19条の規定に基づき補助金の交付の決定が取り消されたとき。

（2） 不正な手段により事業施行の承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により事業施行の承認を取り消したときは、事業施行承認取消通知書（様式7）により施行者に通知する。

（補助対象事業及び補助金の額）

第7条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に規定する事業のうち、市長が必要と認める事業とする。

（1） 市街地再開発事業等補助要領（昭和62年建設省住街発第47号。以下「国の補助要領」という。）

（2） 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日建設省住街発第29号）

2 補助金の額は、前項の事業に要する費用の3分の2以内で、かつ、市の予算の範囲内の額とする。

（補助金の交付の申請等）

第8条 施行者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式8）及び別表2（1）欄に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、市長が国土交通大臣及び北海道知事に対して行う予算の要望手続に協力しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すると決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式9）により施行者に通知する。また、補助金の交付をしないことを決定した場合は、補助金不交付決定通知書（様式10）により施行者に通知する。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すものとする。

(補助金の経理等)

第 10 条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた施行者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに補助対象事業の全てが完了する期日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保存しなければならない。

(事業内容の変更)

第 11 条 施行者は、補助金交付決定後において事業内容を変更しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更 事業内容変更承認申請書(様式 11)

(2) 補助金の額の変更を生じる場合の変更 補助金交付変更申請書(様式 12)

2 市長は、前項第 1 号の申請があったときは、これを審査し、その結果を事業内容変更承認通知書(様式 13)又は事業内容変更不承認通知書(様式 14)により施行者に通知する。

3 第 1 項第 2 号の申請があった場合の手続は、第 8 条及び第 9 条の規定を準用するものとし、市長は、補助金交付決定変更通知書(様式 15)又は補助金交付決定を変更できない旨の通知(様式 16)により施行者に通知する。

(事業の完了期日の変更)

第 12 条 施行者は、事業が補助金交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更報告書(様式 17)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、その理由を調査し、施行者にその処理について適切な指示を行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第 13 条 施行者は、補助金交付決定後において事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)報告書(様式 18)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(契約に係る報告等)

第 14 条 施行者は、補助対象事業に係る契約を締結したときは、速やかに契約締結報告書(様式 19)を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、前項の契約に係る工事又は業務等に着手したときは、5 日以内に、その工事又は業務等ごとに着手届(様式 20)を市長に提出しなければならない。

3 施行者は、第 1 項の契約に係る工事又は業務等が完了したときは、5 日以内に、その工事又は業務等ごとに完了届(様式 21)を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第 15 条 市長は、必要があると認めたときは、施行者に対し、当該事業の遂行に関して報告を求め、又は、経理関係書類、設計図書及び施設建築物その他の物件等の調査又は検査をすることができる。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、施行者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(実績報告)

第 16 条 施行者は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から 10 日以内又は当該事業完了の日の属する会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式 22）その他別表 2（2）欄に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、補助対象事業が当該年度内に完了せず、翌年度にわたるときは、市長と協議した上で、当該補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月末日までに、年度終了実績報告書（様式 23）その他別表 2（2）欄に定める書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 市長は、前条の報告書の提出があった場合で、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式 24）により施行者に通知する。

(補助金の概算払い)

第 18 条 市長が補助事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助対象事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

2 施行者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払申請書（様式 25）及び別表 3 に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき概算払いをすることを決定したときは、補助金の概算払確定通知書（様式 27）により施行者に通知する。

(補助金の交付の決定の取消)

第 19 条 市長は、施行者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (4) 事業を中止又は廃止したとき。
 - (5) 関係法令若しくはこの要領に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、前条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

- 第 20 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、第 17 条により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前 2 項の場合には、補助金を返還すべき旨を、補助金返還命令書（様式 28）により施行者に通知する。
- 4 施行者は、前項の通知を受けたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に準じて、市長に返還すべき補助金、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 21 条 施行者は、事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 機械及び重要な器具
 - (3) 前 2 号に掲げるほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 施行者が当該財産に係る補助金の全部に相当する額を市に納付したとき
 - (2) 補助金の交付の目的、交付額及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が認める期間を経過したとき
 - (3) 当該財産の処分について市長の承認を受けたとき
- 3 財産の処分の承認を受けようとする施行者は、財産処分承認申請書（様式 29）により市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を財産処分承認通知書（様式 30）又は財産処分不承認通知書（様式 31）により施行者に通知する。

附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 旭川市優良建築物等整備事業認可基準（平成7年4月17日施行）旭川市優良建築物等整備事業認可施行細則（平成7年4月17日施行）及び旭川市優良建築物等整備事業補助金交付要領（平成7年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月2日から施行する。

- 2 この要領の改正前の旭川市再開発事業等採択及び補助要領第3の規定による事業施行の市長の認可を受けている者は、改正後の旭川市再開発事業等採択及び補助要領第3条の規定による事業施行の市長の承認を受けた者とみなす。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

(1) 規約
(2) 事業計画
ア 施行地区（事業を施行する区域をいう。）の位置図及び区域図
イ 設計の概要
ウ 事業施行期間
エ 資金計画（月単位のもの）（預金残高や融資に係る資金計画書※ ¹ 等の根拠資料を含む。）
(3) 関係権利者の同意書（同意者の本人確認書類を含む。）
(4) その他市長が必要と認める書類

※ 各書類の記載事項は、法及び都市再開発法施行規則に準ずる。

※ 1：「融資に係る資金計画」とは、金融機関に融資を受ける際に提出している書類で、各収支毎の期日、金額、財源（内訳）等が詳細にわかるもの。なお、融資を受けることが確定した際には、速やかに融資証明書を提出すること。

別表 2（第 8 条，第 16 条関係）

	(1) 交付申請	(2) 実績報告
補助対象事業費の積算資料 （工事費内訳書，数量調書，単価根拠等）	○	○※ ¹
資金計画（月単位のもの）	○※ ¹	
支出を証する書類（領収書と，通帳・振込受付書等の裏付け書類）の写し※ ²	—	○
工程表	○	—
年度別施行箇所及び補助対象箇所がわかる配置図，平面図，立面図，断面図，その他関係図面	○	○※ ¹
空地算定書	○	—
着工前・工程・出来形・完了写真	—	○
施行者検査状況書類	—	○
その他市長が必要と認める書類	○	○

※ 1：既に提出しているものから変更が無いものは省略することができる。

※ 2：年度末月に支出を証する書類の添付が難しい場合は，請求書を添付すること。この場合，速やかに添付した請求書に係る支払を完了し，補助金交付後 30 日以内に，支出を証する書類の写しを提出すること。

別表 3（第 18 条関係）

(1) 理由書（様式 26）
(2) その他市長が必要と認める書類

※ 理由書には、記載した理由の根拠となる資料も添付すること。